

質問に対する回答

1 仕様書について

【質問】

「2 業務内容 (2) 申請に向けた働き掛けの実施」において、働き掛けの実施先や内容については初回打合せ時に協議するとのことだが、イベントを開催したり資料を郵送したりする場合の直接経費は仕様書の情報から見積もれない。
実施内容の協議結果に応じて、委託金額の変更は可能か。

【回答】

働き掛け先は、本事業の受託者の募集と並行して募集している支援対象者の応募状況を踏まえ、本市と協議し決定した6件を想定しています。働き掛け先に、個別に足を運んでいただき、京都市が作成した資料を用いて申請に向けた働き掛けを行っていただく想定です。

なお、イベントの開催や上記の6件以外の事業者等に資料を送付して働き掛けることを否定するものではありません。

実施内容の協議結果に応じて、委託金額を変更することはできません。

【質問】

「2 業務内容 (2) 申請に向けた働き掛けの実施」において、働き掛け先の対象事業は、「令和8年度「自然共生サイト」認定支援対象者の募集」を指すもので、この申請に向けた働き掛けを実施する認識で良いか。

【回答】

御認識のとおりです。

【質問】

「2 業務内容 (3) モニタリング調査の実施」において、調査の対象となる支援対象地の数は「最大6件」と示されているが、調査に係る人工設定のためにも、それぞれの位置と規模（面積）について教えてほしい。

【回答】

本事業の受託者の募集と並行して支援対象者を募集しているため、支援対象地の位置及び規模は確定していません。

なお、1件当たりの調査日数は1～2日間程度を想定しています。

【質問】

「2 業務内容 (4) 申請書作成の実施」において、作成された申請書を環境省 (ERCA) に提出する時期はいつ頃を想定しているか。

【回答】

本業務の報告書をもとに、支援対象者が申請書を作成し、令和9年度第2回認定の申請締切(令和9年5月末頃)までに環境省(ERCA)に申請いただくことを予定しています。

【質問】

「2 業務内容 (4) 申請書作成の実施」において、申請書作成に必要な情報のうちインターネット及び市から入手できるものは限定的で、大部分は申請者(支援対象地)から聞き取る必要がある。

当該サイトにおける活動内容やモニタリング計画など、申請者の意向を確認しながら作成を進めるべき内容も多く、市が仲立ちする方式での情報収集は非効率と感じる。本項目について、受注者と申請者が直接やり取りする方式を提案しても良いか。

【回答】

受注者と支援対象者において直接やり取りする方式で提案していただいて問題ありません。

【質問】

「2 業務内容 (4) 申請書作成の実施」において、支援対象地の申請書作成を行うこととなっているが、改正行政書士法順守の観点から申請書の作成自体を代行するのは難しい可能性が高いと想定している。

「(申請者による)申請書作成の支援」と読み替えても良いか。また、その場合は申請者(支援対象地)による主体的な申請書類作成が見込めると考えて良いか。

【回答】

受託者が申請書の作成自体を代行するのではなく、申請に必要な動植物の生息状況の把握や情報の整理等の支援と解釈してください。

よって、支援対象者が主体的に申請書の作成を行うことを基本としています。

また、委託仕様書2(4)及び3(1)ウ並びに4の表中の「申請書作成」も同様の解釈とし、3(1)ウの「収集した情報をもとに作成した申請書一式」は「申請書に必要な情報を整理した報告資料一式」に、2(4)イの「アで収集した情報を申請書に落とし込み」は「アで収集した情報を報告資料に取りまとめる」と解釈してください。

【質問】

「3 成果物の提出 (1) 業務完了報告書 イ モニタリング調査」において、確認した動植物種の写真は、主要なものや撮影可能な範囲なものとの認識で良いか。

【回答】

御認識のとおりです。